

会社分割及び営業の譲渡、譲受けに伴う事業譲渡等対象部門に係る部門財務情報に対する証明業務について

平成14年5月20日

日本公認会計士協会

株式会社大阪証券取引所は、「有価証券上場規程に関する取扱要領」及び「ナスダック・ジャパン市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の取扱い」を、また、株式会社名古屋証券取引所は、「有価証券上場規程に関する取扱要領」を、平成14年4月にそれぞれ一部改正した（以下「改正取扱要領等」という。）。また、両証券取引所では、「部門財務情報の作成基準」、「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」及び「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」（以下「意見表明基準等」という。）を制定した。

この改正により、両証券取引所に新規上場申請する会社が上場前の一定期間に会社分割によって営業を承継する場合及び重要な営業の譲受け又は譲渡によって営業を譲受け又は譲渡する場合に、公認会計士又は監査法人が当該事業譲渡等対象部門に係る部門財務情報に対する意見表明業務を行うに当たっては、改正後の取扱要領等の規定及び意見表明基準等に準拠することとなる。

また、両証券取引所が制定した意見表明基準等は、株式会社東京証券取引所が定めた基準と実質的に同一と考えられるため、公認会計士又は監査法人が会社分割及び営業の譲渡、譲受けに伴う事業譲渡等対象部門に係る部門財務情報に対する意見表明業務を実施する場合には、監査委員会研究報告第14号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する証明業務について（中間報告）」（平成14年1月16日）における「東京証券取引所」を、それぞれの証券取引所名に読み替えて実施することとされたい。

なお、今後、他の証券取引所等が意見表明基準等を制定し、当該基準等が株式会社東京証券取引所が定めた基準と実質的に同一と考えられる場合には、同様に取り扱うこととする。

以 上